侵害に当たるとは言えない 請求は、個人の法的利益の 害されたとする) 損害賠償

開発部長

佐 藤 博 議員



産

開

条

訴

訟

判

は

従う。

なされたので、

その判断に

固

費はいかほどか。 ために、次の質問をする。 旨を見誤らないようにする いるのか、法律や条例の本 に受け止め、責任を感じて 関係者は、判決をどのよう が判決を言い渡した。 月19日に名古屋地方裁判所 訟問題の判決について、ア 前市長および当時の幹部 前市長の資産公開条例訴 この判決内容の要点は。 弁護士費用等の市の経

と質問した。 とが条例の本旨ではないか 告は1期ごとに公開するこ 理確立の目的から、資産報 16年3月議会で、政治倫

損害賠償請求は棄却。

采例解釈に指摘があった

か。

(被告の知る権利が侵

総務部長

を作成すべきであるという ものとして、資産等報告書 って新たな任期が開始した ものではなく、再当選をも 釈運用は、条例の予定する の趣旨は足りる」という解 充報告書を作成すれば条例 と請求が棄却されているが 再当選の場合は資産等補

B

20万円である。

(2)

弁護士費用については

指摘がなされた。

どのように受け止めている ついて、当時の総務部長は に対する答弁との整合性に 判決結果と私の議会質問

問題は桜小学校マンモス化

市として今、一番大事な

教育長

B

前市長が町長時代、改選ごとに全資産

50万円の損害賠償を求めた訴訟。

教育長の考え方

の手が打たれておってしか 今ごろは結論を出して、次 備検討協議会があるなら、 である。7年前から学校整

知る権利を侵害されたとして市民が市

にまい進している 生懸命に教育行政

で理解を願いたい。 事実はない。一生懸命に教 育行政にまい進しているの 音が立ったり、いろいろな 決してそのような不協和 るべきだと思う。

なかなか見えてこない。 これに対応していく姿勢が 民の意見を聞き、市当局も 議論を深め、協議会等で市 教育長が教育委員会等で

た。しかし、司法の判断が

いう解釈で当時は行ってい

の町長の任期の日から」と

資産報告の作成は「最初

てならない。 中で委員と教育長の不協和 があまりないような気がし 音、認識の相違、信頼関係 れることは、教育委員会の 一つの要因として心配さ

手を当て、委員や教育関係 ることが必要かと思う。 に対し、教育長自らが胸に 者等とよく話し合いを進め **姿勢を聞く。** 今一度そうした私の指摘 教育長のそうした考え方、

議会だより やとみ